

公募要領
(公募型プロポーザル方式)

福岡県済生会飯塚嘉穂病院
緩和ケア病棟庭園整備事業

令和5年6月7日
福岡県済生会飯塚嘉穂病院

1. 目的

この公募要領は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会飯塚嘉穂病院（以下「病院」という。）が持つ緩和ケア病棟（以下「病棟」という。）内において庭園の整備を行う事業者（以下「事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、企画提案に係る審査・評価方法等の諸条件及び手続等を定めるものである。

2. 事業の概要

- (1) 名称 : 福岡県済生会飯塚嘉穂病院 緩和ケア病棟庭園整備事業
- (2) 事業内容 : 病棟の庭園整備（設計・施工）を行う
- (3) 事業の期限 : 令和5年10月末まで

3. 実施場所等

- (1) 病院の1階緩和ケア病棟 病室庭園（656㎡）とし、病棟の庭園の意匠は事業者の任意とするが、下記4の病棟庭園のコンセプトに沿ったものとする。
- (2) 庭園の整備は、企画提案書に基づいて実施設計・整備を行うが、必要に応じて病院と事業者が協議のうえ進めるものとする。
- (3) 庭園の整備費用は税込10,000千円とする。庭園の整備は企画提案書に基づき事業者と病院が工事請負契約を締結する。

4. 庭園整備のコンセプト

- ① 自然と植物を生かして「癒される」「憩える」「楽しめる」庭とする。
- ② 車いすが通れる通路を確保する。
- ③ 転倒等を想定して安全に配慮されている。
※病室ウッドデッキから庭に降りるためのスロープは病院側で準備する。位置等は別添平面図を参照。
- ④ できるだけ維持管理しやすく配慮されている。
- ⑤ 庭園が外部からのプライバシーに配慮がなされている。
- ⑥ 庭の周囲の生垣に施錠可能な扉を設ける。
- ⑦ その他、「庭で患者とその家族と一緒に過ごせる場所がある（東屋など）」が実現出来れば、なお良しとする。

5. 参加資格要件

本事業に参加することができる者（以下、「企画提案者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

本事業に応募することのできる者は、単独企業（以下「参加企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とし、参加企業又は参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を全て満たす者とする。

また、本要項の公表の日（以下「基準日」という。）から工事契約の締結の日までの間に、参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、参加資格を有していないものとみなす。

- (1) 法人税、消費税または地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 業務運営に関して各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に指定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない者であること。
- (5) 社会福祉法人恩賜財団済生会が定める法令遵守規程について理解し、誠実に業務を遂行できる者であること
- (6) 当該地方公共団体の一般競争入札指名停止の期間中でない者であること。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (8) 社会福祉法人恩賜財団済生会と係争中でないこと。

6. 優先交渉権者特定までの流れ
 - ①上記5の参加資格要件を全て満たす応募者（代表企業）が参加申込書を提出する。
 - ②参加申し込みをした者の参加資格要件を確認し、参加資格審査結果を通知する。
 - ③プロポーザルへの参加資格があると認められた者（以下「一次審査通過者」という）は、企画提案書および見積書を提出する。
 - ④企画提案書を提出した事業者に、必要に応じ個別にヒアリングを実施する。
 - ⑤福岡県済生会飯塚嘉徳病院緩和ケア病棟庭園整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）において、企画提案書及びヒアリングの内容について総合的に審査を行い、順位を決定する。なお、ヒアリング及び審査は非公開とする。また、病院は選定委員会に外部の者を参加させることが出来るものとする。
 - ⑥⑤による順位1位を得た者を優先交渉権者とし、次に多く得た者を次順位者とする。
 - ⑦優先交渉権を決定した場合は、該当者に決定された旨を通知するものとする。なお、審査結果についての異議は認めない。
7. 参加申込書等の提出

公募への参加を希望する企画提案者は、参加資格を有することを証明するため、次により事前に「様式 参加申込書」等を病院に提出しなければならない。

 - (1) 提出期限：令和5年6月20日（火） 15時
 - (2) 提出先：「公募型プロポーザルの実施について」（以下「公募広告」という）に記載の『問い合わせ先、提出先』とする
 - (3) 提出書類：①参加申込書（様式）
②会社概要（書式は任意）
 - (4) 提出方法：書類は 所定の提出先に電子メール（PDF形式）で提出すること。提出の際、件名欄に「福岡県済生会飯塚嘉徳病院緩和ケア病棟庭園整備事業参加申込：会社名」を記入のこと。
8. 参加資格確認審査（以下「一次審査」という）結果の通知

一次審査結果は令和5年6月21日に電子メールにより通知する
なお、審査においては上記5の参加資格要件を満たしているかを精査する。
9. 一次審査結果後の辞退について

一次審査結果後に辞退する場合には、公募公告に記載の『2 問い合わせ先、提出先』に速やかに連絡するとともに、辞退届（書式は任意）を書面にて提出すること。

 - (1) 提出期限：令和5年6月28日（水）
※受付時間は、土・日・祝を除く午前10時から午後3時まで
 - (2) 提出先：公募公告に記載の『2 問い合わせ先、提出先』とする。
 - (3) 提出方法
 - ①持参又は郵送とする。
 - ②郵送の場合は、簡易書留とし、上記提出期限までに提出すること。なお、封筒の表面に「福岡県済生会飯塚嘉徳病院緩和ケア病棟庭園整備事業参加申込参加辞退届書在中」と記載すること。
10. 一次審査通過事業者が1者である場合の措置

一次審査通過事業者が1者であっても企画提案書の審査を実施する。
11. 企画提案書および見積書の提出

一次審査通過者は企画提案書および見積書提出すること

 - (1) 提出期限：令和5年6月28日（水） 15時
 - (2) 提出先：公募公告に記載の『2. 問い合わせ先、提出先』とする。
 - (3) 企画提案書の作成要領
 - ・「福岡県済生会飯塚嘉徳病院緩和ケア病棟庭園整備事業 公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づいて作成する。
 - ・作成費用については、選定結果に関わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

- (4) 企画提案書の作成部数 正本1部、副本7部
- (5) 提出方法：提出書類は持参とする。但し、事前に持参日時を連絡すること。

12. 企画提案書等の取扱い

企画提案書の取扱いについては次のとおりとする。

- ①提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ②提出された企画提案書等は、原則非公開とする。
- ③提出された申請書等及び企画提案書等は返却しない。
- ④提出書類は、審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- ⑤提出された申請書等及び企画提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外提案者に無断で使用しない。

13. 優先交渉権者の選定方法等

(1) 二次審査

選定委員会において、企画提案書の内容について総合的に審査を行い、最も得点の高い企画提案者を優先交渉権者とし、次に多く得た者を次順位者とする。

必要に応じ個別にヒアリングを実施する。ヒアリングの実施日時等の詳細については、電子メールにより各企画提案者に通知する。なお、審査及びヒアリングは非公開とし、審査結果に係わる質問及び異議については受け付けない。

(2) 審査結果の通知

令和5年7月4日までに優先交渉権者の審査（二次審査）結果を通知する。

14. 失格条件

企画提案者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ①この公告に定める手続き以外の手法により、選考委員会委員又は担当部署等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合。
- ②企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき、又はそれ以外の事項や虚偽の内容が記載されていたとき。
- ③企画提案書が11(1)に示す提出期限までに提出されなかった場合。

15. その他

(1) 本プロポーザル後の協議

病院は、優先交渉権者に決定した者と、速やかに協議を行い、協議による決定事項について結論を得るものとする。

(2) 優先交渉権者と契約締結を行わない場合

①優先交渉権者が事業契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合やその他の理由において優先交渉権者との事業契約が締結できない場合は、当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次順位者を交渉権者とし契約交渉を行う。

②優先交渉権者は、事業契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、公募公告に記載の『2 問い合わせ先、提出先』に対し、速やかに文書（様式任意）によりその旨を届出ること。

(3) その他留意事項

①本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。

②本要項に係る手続きで使用する通貨は、日本国通貨とし、単位は円とする。

③企画提案書の作成等にあたって病院から受領した資料は、病院の了解なく公表及び使用してはならない。

④本要項及び企画提案書に記載されていない事項については、協議により定める。

(4) 競争入札の取りやめ又は延期

本プロポーザルは、取りやめ又は延期することがある。

以上